

## 卒業後の進路とライフステージ支援

	高校卒業予定者	中学卒業予定者	社会資源の状況
2005年度 (2006年3月)	10名	9名	
2006年度 (2007年3月)	12名	16名	東広島市障害福祉計画 策定予定
2007年度 (2008年3月)	18名	22名	
2008年度 (2009年3月)	9+ $\alpha$ 名	26名	

※市内小中学校障害児学級在籍者数 171名

高校在籍者数は養護学校のみ

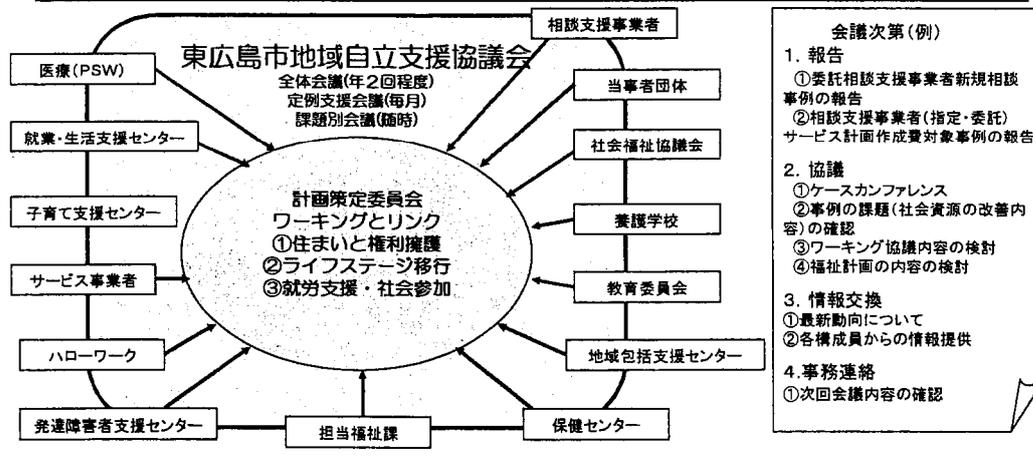
東広島市

## 地域自立支援協議会の運営

(東広島市のイメージ案)

【地域自立支援協議会の主な機能】

- ①相談支援事業の実施状況の確認(新規事例全ての報告)・検証
- ②困難事例などのケースカンファレンスによる課題の抽出
- ③課題解決のためのワーキングにもとづくネットワークの形成(資源開発)と支援システムの構築
- ④市障害福祉計画・障害者福祉計画策定機能
- ⑤情報共有と情報発信



## 地域自立支援協議会

### 【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。【交付税】

### 【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

### 【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

### 【主な機能】

- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

### 【地域の実情に応じた運営】

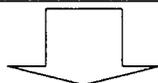
権利擁護等の分野別のサブ協議会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで実施

## 地域自立支援協議会は地域づくりの中核

- ・ 自己完結に陥らない（ネットワークで取り組む基盤をつくる）
- ・ 他人事にとらえない（地域の課題を的確に把握する）
- ・ 出来ることから進める（成功体験を積み重ねる）
- ・ 取り組みの成果を確認する（相互に評価する）



地域自立支援協議会は地域が協働する場

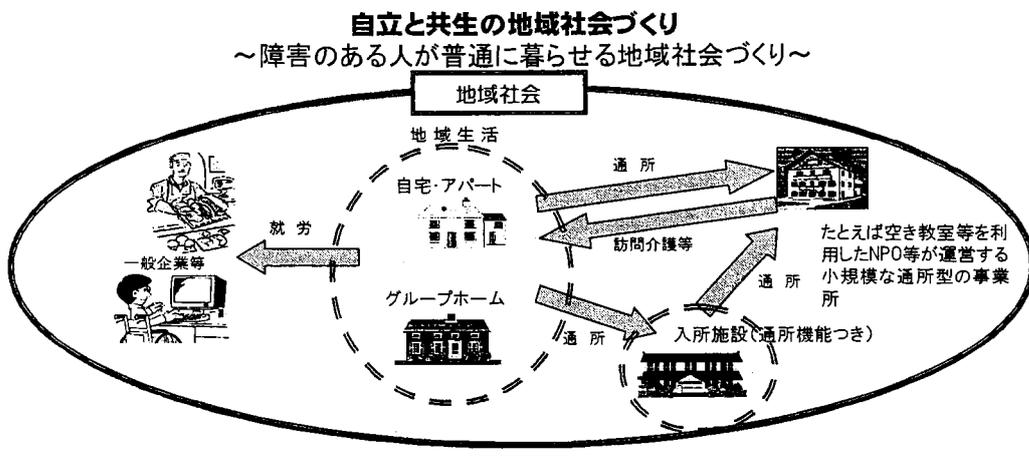


地域で障害者を支える

# 障害者の地域生活移行について

## 1 障害者自立支援法がめざすもの

- ・ 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- ・ 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり



## 障害福祉サービス展開の考え方

○ 新サービス体系への移行に関する経過措置期間中(平成18年度～平成23年度)のサービス利用者の将来見通しを踏まえつつ、国は基本指針を定め、都道府県及び市町村は障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を進める。

### 1. 全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

・立ち後れている精神障害者などに対するホームヘルプサービスの充実を図り、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

### 2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

・小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に日中活動サービスを保障

### 3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

・地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

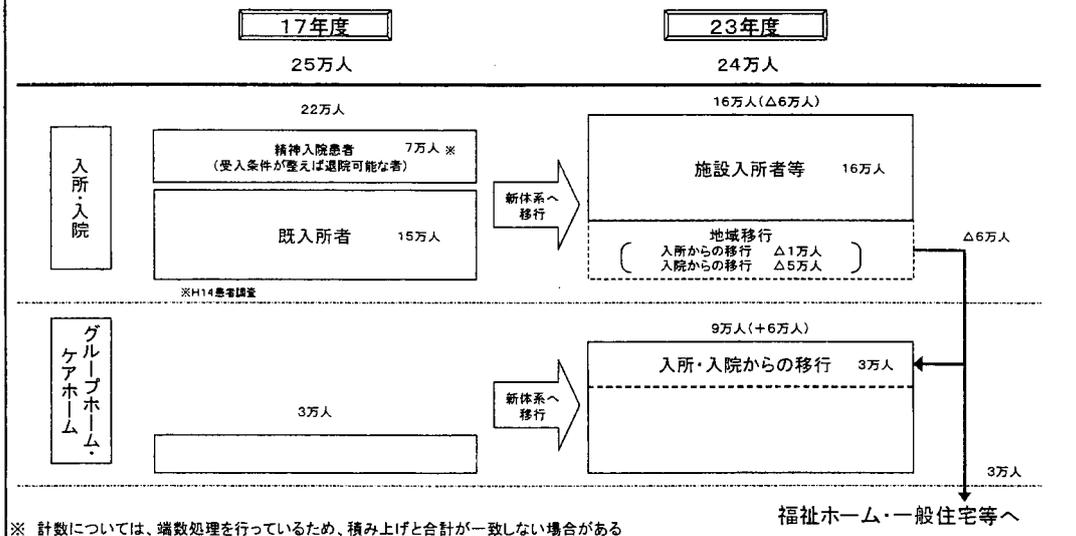
### 4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

・就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大

## 居住系サービス利用者の将来見通し

<推計の考え方>

- 自立訓練事業等の実施に伴う施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行を推計。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神入院患者の退院促進に伴う利用者数を推計。



※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある